

## 本願寺大坂退去の意義

川 端 泰 幸

はじめに

天正八年（一五八〇）の三月から八月にかけて、織田信長と本願寺の間に講和が成立し、本願寺は大坂の地を退去することになった。これによって、十一年にも及んだ織田信長と本願寺・一向一揆との戦いは終結を迎えたのである。しかし、このことは初めからすんなりと進んだわけではない。当時、本願寺第十一代住職であった顕如は受諾する姿勢を見せたが、その子で後に東本願寺を創立する教如は、徹底抗戦を訴えたのである。顕如は教如を残して紀州雑賀の鷲森（現・和歌山県和歌山市）に退去し、残った教如は呼びかけに応じた僧侶・門徒らとともに、約四カ月間に及ぶ籠城戦<sup>1</sup> 大坂拘<sup>かか</sup>様<sup>ごさま</sup>を展開した。しかし、その抗戦も続きがたく、天正八年八月二日には教如ら籠城衆も大坂を退去、長年にわたって本山としてあった大坂本願寺は灰燼に帰すことになったのである。

この講和をめぐる<sup>1</sup>は、これまで諸方面から研究・言及がなされてきた。古くは辻善之助氏による一連の流れを復元的にあとづけた研究があるが、講和・退去の意義については十分に触れられていない。また笠原一男氏の研究

も同様で、勅命講和が成立した背景として、①本願寺が孤立無援化したこと、②信長が天正七年冬から講和交渉を水面下で進めていたことなどの状況については指摘しているものの、やはり講和・退去をめぐる具体的な理由や、顕如・教如それぞれの理念については論じられていない。<sup>2)</sup>

こうした中、近年になって、勅命講和の意義を正面から扱った研究が堀新氏によってなされている。<sup>3)</sup> 堀氏によれば、勅命講和を望んだ主体は正親町天皇および朝廷であり、その理由として、寺社保護が朝廷の役割であったことを挙げている。この議論は、政治史の流れを的確に抑えつつ、講和条件などの検討も踏まえたうえで論であり、首肯できる点も多い。ただし、なぜ講和を朝廷が積極的に進めようとしたのかについて、寺社保護が朝廷の役割であるからということだけでは、十分に説明しきれないように思う。

また、大坂退去をめぐる問題について、顕如・教如父子の意志疎通がうまくいっていなかったことや、そこに本願寺家老の思惑・工作があつた可能性を指摘する大桑斉氏の研究がある。そこで述べられたことにほとんど異論はないが、ここで生じた父子の論理の違いについては、もう少し検討を加える余地がある。なぜなら、そのことによって、その後の本願寺の特質を考える視座を見いだすことができると思うからである。

以上のことを踏まえて本稿では、第一に、天正八年講和がどのような政治状況下で成立したのかについて、当時講和の斡旋にあつた公家たちと本願寺との関係を中心に検討したい。これはいわば政治史的視座から講和が成立した理由を探る試みである。第二には、顕如・教如父子それぞれが、いかなる理念・思想をもって退去と拘様という正反対の道を選んだのかについて、その理由を追究したい。このことは、後の本願寺東西分立とも深く関わる問題であると考えられ、本願寺東西分立の前提を問うことにもつながろう。以上に提示した二つの視座から、天正八年における本願寺の講和・大坂退去という事象の意義を検討していく。

## 第一章 天正八年講和の意義

### 第一節 講和成立への過程

まずここでは、講和交渉がまとまるまでの過程を確認しておきたい。天正八年（一五八〇）正月の『御湯殿の上の日記』を見ると、二日に「庭田大、（庭田重保）勸中、（勸修寺晴豊）大さかよりのほり、御かへり事もちてくわん中御まいり、やうたいたつねらるゝ、二条宮の御かたよりくろとり一まいる」、三日に「くわんしゆ寺中納言、御ゆとのゝうへ御たきひの所へめして、大さか事などおほせらるゝ」という記述のあることが確認できる。このことから、正月早々には庭田重保・勸修寺晴豊の両名が大坂本願寺との講和交渉について朝廷に報告していることがわかる。記事の内容から判断すると、おそらくは前年天正七年（一五七九）の年末には、すでに講和交渉が水面下で進められていたということであろう。

その後の講和交渉を示す史料はないが、三月に入つて最終段階を迎えることとなる。天正八年三月十七日、織田信長は大坂講和交渉の使者を務めた近衛前久に対して朱印状を出している。

【史料一】（天正八年）三月十七日 織田信長朱印状

今度大坂之使、御苦勞共候、彼方疑心氣遣、尤候歎、併云叡慮、前久御取持之上者、聊表裏有間敷候条、能々被申聞、無氣遣之様、御馳走專一候、恐々謹言、

三月十七日

信長（朱印）

近衛殿

信長は前久に対して「彼方疑心氣遣、尤候歎」と記している。このことは、この段階ではまだ本願寺側の信長に

対する疑念が払拭されていなかったことを示していよう。これに対して信長は、今回の講和交渉が自分の意志だけではなく、正親町天皇の「叡慮」に基づくものであり、かつ本願寺と親交のあった前久が取り持ちをしていることであるから、信長としても表裏<sup>〓</sup>二心はないと伝えるように依頼している。信長は同日付けで、惣赦免や、加賀二郡（能美・江沼）の本願寺への返付、退出までの猶予、さらには本願寺に講和が真実であることを示すために、人質を遣わすことも約束する七ヶ条の朱印状に、血判花押を据えた神文まで付したものを、講和交渉の使者となつていた庭田・勸修寺両名に宛てて提出している。

この交渉過程で、紀州雑賀門徒の内、「未々之者」<sup>8</sup>が勅使に狼藉を行なつたようで、これを受けて、三月二十日に、雑賀門徒団の指導者である雑賀年寄衆（湊平太夫、岡太郎二郎、松江源三太夫、狐島左衛門太夫、鈴木孫二）が、「於年寄不存之」ことであり、雑賀門徒は「万端御門跡様可為仰次第候」とする旨の誓詞を、本願寺家老の下間頼廉に提出している。そして、閏三月五日には、頭如自身も誓詞を禁裏（宛所は庭田・勸修寺の両勅使）に提出したのである。

【史料二】天正八年閏三月五日 頭如誓詞写

（端書）

「さんりさまへ御しん上、御もんせさま御せいしとめ」<sup>（誓詞）（留し）</sup>

今度為 叡慮被仰出、当寺被成御赦免付而、七ヶ条之通、不可有御別儀由、恐悦之至候、自此方五ヶ条申定、年寄三人ニ誓詞申付、致進上候上者、毛頭不可有相違、然者、不可存表裏抜公事別心候、為其三人ニ申付候、若右之趣於違変者、三人誓詞之罰、同前二可蒙候、此等之旨宜預奏違候、恐々謹言、

天正八閏三月五日

光佐 御判

庭田大納言殿

## 勸修寺中納言殿。

まず信長からの誓詞が出され、それに対して講和を受諾したことを示すのがこの史料二である。信長もそうであったように、顕如も「叡慮として」出された命であるがゆえに受諾することを強調しており、これが本願寺にとっても譲ることのできない講和受諾理由であった。ここに記される「年寄三人」とは、下間仲之・頼龍・頼廉の三家老であり、彼らは閏三月五日に、①裏切りをしないこと、②信長方からの人質を中国の毛利や雑賀などへ遣わすことなく、安全に返すこと、③雑賀衆を顕如の命に従わせること、④退出期限を信長の言う七月盆前とすること、⑤退出の際、摂津の花熊・尼崎などの出城を明け渡すこと、の五ヶ条を約束している。このことから、信長が実際に人質を本願寺方に預けていることがわかる。

ここで、この一連の講和交渉の主体について考えたい。先に紹介した堀新氏の研究では、天正八年講和の主体を朝廷であるとしていたが、果たしてそうであろうか。第一に、近衛前久に対する信長の朱印状からもわかるように、大坂の疑念を気にして、勅命であることを強調してほしいと依頼したのは信長である。また、人質を遣わすという判断までしたのも信長である。これらのことからすると、朝廷が主体的に進めようとしたことはもちろんであると考ええるが、信長も相当にこの講和を進めたいと考えていたとしてよいのではなからうか。

## 【史料三】正親町天皇女房奉書

仰 天正七十二廿五

前右(右府)ふわたん(和談)の事、うちをかれかたくおほしめし候ま、おほせいたされ候、へちきふんへつくわへられ候

ハ、しかるへくおほしめし候はんするよし、くはしく兩人申され候へく候、かしく、  
ほん(本願寺)くわん(寺)とのへ<sup>11</sup>

この女房奉書は、天正七年末のものである。ここにある「兩人」とは庭田・勸修寺兩勅使であり、先に挙げた天正七年末から水面下で動いていた講和交渉の際に出されたものであることは疑いなく、この勅書をもって本願寺との間で交渉が行われたのであろう。ここに「前右ふわたんの事、うちをかれかたくおほしめし候まゝ」とあることから、やはり講和は信長が申し出したことであり、さらにそれを朝廷としてもなんとか成立させたいとの意向があった、実現したものであったことがわかるのである。つまり、天正八年勅命講和は、孤立無援状態に陥っていた本願寺はもとより、信長も朝廷も、関わった三者全員が成立を望んだ「手打ち」であったと見るべきなのである。

## 第二節 講和交渉にあたった公家との関係

第一節では、天正八年（一五八〇）の本願寺・信長講和が、本願寺・信長・朝廷の三者全員が講和成立を望んでいたことを指摘した。当事者たる本願寺・信長は当然であるが、朝廷については、なぜそれほどまでに積極的に講和を進めようとしたのかを検討する必要がある。すでに述べたように、堀新氏は朝廷の積極的態度の要因を、寺社保護という役割に求めているが、それだけでは十分な説明とはならない。そこで本節では、講和を進めようとした公家たちと本願寺の関係について、すでに指摘されているところもあるが、あらためて見直してみたい。なぜなら、本願寺とまったく無関係であるにもかかわらず、それほど交渉を積極的に担うとは考えがたいからである。

まず、講和の実質的責任者ともいえる近衛前久について見ていく。前久と本願寺の関係を示す出来事として、永禄十一年（一五六八）、足利義昭との不和をきっかけに京を出奔した前久が、大坂に本願寺に身を寄せたという事件があげられる。この事件について山科言継は『言継卿記』で次のように記している。

【史料四】『言継卿記』永禄十一年十一月二十三日条

一、柳原左大弁宰相被来、自殿(近衛前久)下禁裏へ為御使兩人可參申之由有之、大坂(本願寺)二御忍之体、御牢人云々、為武家御闕所之体也、殿下之儀、雖為如何様、若公御出頭之儀、被仰出武家候様ニト云々、兩人令同道(備前山越)、長橋局へ參披露、被成御思案可被仰出之由勅答也、其分可申下之由申含了<sup>12</sup>、

大坂本願寺へ牢人した前久は、ひそかに使者を朝廷に遣わし、自分のことはどうなるうとも、若君(息子の信尹)の立場は守るようにと願ひ出ている。谷口研語氏によると、二条氏など近衛家と対抗的關係にある公家が、義昭に前久への悪感情を植え付けたことや、前久が義昭のために積極的に活動しなかった(実際は三好三人衆らの目があったできなかった)ことが、義昭・前久両者の不和の原因となったとされている<sup>13</sup>。しかし、ここで問題となるのは、前久が本願寺に身を寄せた理由であろう。本願寺と近衛家の關係は、本願寺第十代・証如の時期にはつきりと確認できる。証如の『天文日記』には、諸家との音信が事細かく記されており、その中に、近衛家とのやりとりもたびたび確認できる。その内容を見ると、例えば天文六年(一五三七)十一月四日には「從近衛殿被仰とて、近(進)藤筑後申候、御領安江保事、公用于今難洪候間、重折紙御所望候<sup>14</sup>」とあるように、加賀国に所在する近衛家領安江保<sup>15</sup>の年貢納入をめぐって、当時加賀を支配していた本願寺に協力を依頼している。また同国河北郡倶利伽羅長樂寺の住持職相論においても、近衛家と本願寺の間で何度も交渉がなされており、加賀の在地支配をめぐって結ばれた關係であることがわかる。当時は前久の父・種家が近衛家当主であったと思われるが、父の代からの縁がもたくなって、前久は大坂に身を寄せたものと思われる。

前久は、越後の上杉氏、薩摩の島津氏などとも交流があり、信長とも鷹狩などで非常に親しくしていたとされる人物である<sup>16</sup>。本願寺とのつながりのある前久は、信長からしても、本願寺からしても、講和の交渉役として最も信頼のおける存在だったのである。また、証如の退出後も大坂の地に残り、抗戦を訴えた教如は前久の猶子という

関係にあった。<sup>17</sup> 以上のような本願寺との近い関係が前提としてあったために、前久が講和交渉を担うことになったのである。

次に御使となった庭田重保・勸修寺晴豊の二人についても本願寺との関係を確認していききたい。まず、庭田重保であるが、彼は血縁関係において、当時の本願寺と最も近い関係にあった人物である。顕如の母・顕能尼は庭田重親（重保の父）の娘で、重保にとっては妹にあたる。つまり、顕如と重保は甥と伯父の間柄にあったのである。これ以前の蓮如期からも、庭田家と本願寺はすでに縁戚関係にあり、蓮如の娘・祐心が庭田重親の生母という関係であった。証如の『天文日記』を見ると、天文五年（一五三六）九月二十日には「庭田へ式千疋遣候、是ハ京都日（運カ）連対治折節、宿所なども乱妨人候つる間、此方へ下度由承候間、居所も一向無之由申上候ツ、仍只今如此（為合）□□力遣候也」<sup>18</sup>とあるように、天文法華の乱の混乱に際し、庭田重親が大坂（本願寺）へ避難したい旨を伝え、それに対して二千疋の合力銭を本願寺が送っている。また、天文八年（一五三九）十二月二十四日には、庭田重親の七回忌の志として点心がふるまわれており、<sup>19</sup> 親族としての意識が強く窺われる。重親は、「加州軽海郷事、禁裡御料所御代官重親被申之候ツル、」<sup>20</sup>とあるように、禁裏御料所加賀国能美郡軽海郷の代官職にあたっていた時期もあるなど、本願寺の加賀支配とも深く関わっていたことが明らかである。<sup>21</sup>

以上のように、祐心―重親―重保という三代にわたる本願寺との縁戚関係が、天正八年講和の交渉における重保の勅使登用の背景にあつたのであろう。さらに、講和交渉に関わつた庭田家の親族が他にもいる。それは教如の大坂退出にあたり、信長・朝廷方の上使を務めた荒尾善左衛門尉である。

【史料五】『信長公記』卷十三「大坂退散之事」

天正八年庚辰八月二日、新門跡大坂退出の次第。御勅使、近衛殿・勸修寺殿・庭田殿。右の下使荒屋（尾カ）善左衛門。

信長公より御使を相加へられ、宮内卿法印、佐久間右衛門・大坂請取り申さるゝ。御検使、矢部善七郎<sup>22</sup>。

信長の家臣であった太田牛一が記した『信長公記』には、近衛・勧修寺・庭田の三名に加え、「下使」として「荒屋善左衛門」がいる。そして、信長方の使者として松井友閑（宮内卿法印）・佐久間信盛（右衛門）、検使として矢部善七郎が大坂の明け渡しに立ち会ったとされている。このうち、荒屋善左衛門尉について、山科言経が記した『言経卿記』には「庭田末子」と記されている。<sup>23</sup>この記述を信用するならば、庭田重保父子が本願寺の大坂退出交渉に関わったということになるのである。

次に勧修寺晴豊を見ていきたい。勧修寺家については蓮如の第五子蓮綱（兼祐）が勧修寺教秀の娘・如宗と結婚しており、<sup>24</sup>これもまた縁戚関係がある。また、湯川敏治氏の研究でもすでに指摘されているように、勧修寺家は、加賀国河北郡井家庄の支配をめぐって、本願寺にしばしば申し付けなどの援助を求めている。<sup>25</sup>

さらに、その子晴豊の代には、さまざまな側面で本願寺との関係が見られる。天正十年（一五八二）正月二十日には、八木駿河・寺内若狭ら本願寺家臣が、本願寺からの朝廷関係者への年頭の礼物をもって上洛し、音信物の贈答をおこなっており、<sup>26</sup>その二日後になると、晴豊は本願寺三家老の一人である下間仲之の僧官昇進を勧めるといふ行動に出ている。

【史料六】『晴豊記』天正十年正月二十二日条

天晴、下間少進御使罷上候、安土前右府事外気色能して罷上候間、法橋当官也、法印ニ被成候て可然由余申也、尤被仰也、則申聞也、主事外したい也、これハおもてむき也、とてももの儀、法印ノ由申請度之由、余におんみつにて申也、則庭田申候書状取、二条御所参候て申入、中山中納言親綱卿当番也、御談合くるしからすのよし也、余おもてそのふんニ法印なしくたさるへき也、二条御所文取、禁裏申入候、然ハ法眼天正九年十二月八日

付、頭中将書出、上卿余、法印天正十年二月廿三日也、書出頭中弁也、上卿源大納言也、今夜信長より鷹鳥鶴二ツ參申、村井專二使也、余申つきして披露申入、長橋にて一くたされ候、それより二条參、勅書御談合候て持參、勅書出也、もたせつかわけ候、すんしにまき物くたされ候、<sup>27</sup>

この史料六によれば、ことのほか機嫌がよかったという安土前右府すなわち信長に対し、晴豊が下間仲之の法橋から法印への昇進を進言したと記されている。これは、仲之が晴豊に「おん（隠密）みつにて申」してきたことを受けて行なわれたものであるようだが、晴豊が積極的に斡旋活動をしたことは事実であり、本願寺およびその家臣と、晴豊とのつながりの強さが見える。この晴豊の交渉は順調に進み、無事、下間仲之は法印となったのである。

以上、天正八年の講和交渉を担った公家と本願寺との関係について見てきた。そこからわかることとして、第一に、庭田・勸修寺のように、本願寺との間に縁戚関係が存在することである。いずれの家も、本願寺第八代・蓮如の子との縁戚があり、蓮如以降に形成された公家社会における本願寺の立場が講和交渉にまで影響を与えたということになる。第二に、近衛・庭田・勸修寺いずれの公家も、本願寺第十代・証如の時期には、音信が確認されるときともに、政治的な面においても本願寺が影響力を有していた加賀国に、莊園所領や、代官職などの権利を持つており、本願寺に申し付けなどの承認・協力を得る必要性があったということである。

このことは、戦国期以降の莊園制のあり方と不可分な関係にある。戦国期、前関白であった九条政基が和泉国日根莊に下向し、直務支配に乗り出した事例を見てもわかるように、公家の経済基盤が崩壊する過程がまさに戦国期であり、その危機をどう乗り越えるかという課題に公家たちは直面していたのである。そのような中であって、ある意味、領国のような形で加賀国に影響力を持ちえた本願寺は、決して無視することのできない、あるいは協力を得ることが必須の存在であった。それゆえに、蓮如子女たちとの間に縁戚が結ばれることになったのであり、これ

は戦国期・荘園制・本願寺・公家という諸条件が重なりあつて形成された戦国期特有の関係であると考えられる。こうした戦国期的諸関係の中で、講和を望む信長と、本願寺との関係を持つ公家、そして長期にわたる籠城に限界を感じつつあつた本願寺の三者の意志が合致して天正八年講和が成立したと考えられるのである。

これはあくまで推測にすぎないが、天正八年講和の条件にうたわれていた加賀二郡(能美・江沼)の返付という条項には、そこに所領を持つ公家たちの要望もこめられていたのではないだろうか。その点については、現段階では十分に検討する余裕がないので、今後の課題とするが、可能性としては十分ありえることだと考える。

## 第二章 大坂退去・拘様論理の相克

### 第一節 顕如の退出と教如の拘様

天正八年(一五八〇)閏三月五日、顕如が庭田・勸修寺両勅使に対して、講和受諾の意志を示した直後、閏三月七日に、顕如の長男で法嗣の立場にあつた教如が、大坂に籠城し抗戦することを表明した。<sup>28</sup> いわゆる大坂拘様の始まりである。本節では、顕如の大坂退去までの期間、特に顕如・教如双方のやりとりが激しく繰り返された閏三月以降を対象とし、教如が訴えた大坂拘様の過程を追いつながら、大坂退去をめぐる顕如・教如それぞれの論理の違いについて見ていきたい。

天正八年閏三月十三日、教如は紀州雑賀門徒の年寄衆(代表者)に対して、信長の「表裏」すなわち裏切りは眼前にあり、数代守り続けた親鸞聖人御座所たる大坂を信長方の馬の蹄に汚されることは耐えがたいことであり、まったく勝算はないが、今一度、大坂の地を守るべく籠城をしたいと、協力を呼びかけた。<sup>29</sup>

この教如の呼びかけに対して、雑賀年寄衆はすぐさま呼応したようである。教如が協力を呼びかけた七日後、閏

三月二十日には、雑賀年寄衆の一人、狐島左衛門太夫が教如の意を受けた使者として、他の雑賀年寄衆に大坂への参上を呼びかけたのである<sup>30</sup>。このとき、教如にとって雑賀門徒の協力は必要不可欠であったと考えられる。それほどまで雑賀門徒の力を必要とした理由として、井上鋭夫氏がすでに指摘している二点、つまり鉄砲と船艇の機動力が挙げられよう<sup>31</sup>。とりわけ雑賀の鉄砲衆は、本願寺の大坂籠城を長年にわたって持ちこたえさせたものと思われる。例えば、籠城期に下間頼廉と常楽寺証賢が連署して雑賀門徒に送った文書では、信長の襲来を目前にして、「鉄砲衆五百人<sup>32</sup>」の上坂が求められている。その他にも頭如が「鉄砲衆待入候<sup>33</sup>」と呼びかけた書状もある。さらに、天正五年（一五七七）に比定されている頭如の書状では、「此度信長着陣候ハ、当寺可相果事、必定候、其時ハ国にも可為万端をさしをき鉄砲千丁夜を日につきて参着之儀可喜入候<sup>34</sup>」とあり、とりわけ危急の際に、本願寺が雑賀鉄砲衆の力を必要としたことが明らかである。鉄砲衆五百人、鉄砲千丁といえば、戦国大名でもなかなか保持することのできない数量であり<sup>35</sup>、本願寺にとっていかに重要であったかがわかるのである。

その雑賀衆が、閏三月末段階で教如の呼びかけに応じ、大坂拘様に同意していたのである。しかし、雑賀衆が教如を支援すれば、ようやくにして成った講和が破綻することは火を見るよりも明らかであった。そのような中で教如は「今度存立候之義、対御門主毛頭如在之段無之事候」という書き出しから始まる誓詞を下間頼廉に送っている。

【史料七】年月日欠 教如書状

今度存立候之義、対御門主毛頭如在之段無之事候、当寺御退城之刻、無御越度様ニと存事候、又蓮如上人以来数代開山之御座所、今度法敵ニ被置<sup>(置)</sup>、馬の蹄にけがすべき段、于余歎入存候之間、叡慮へも何とぞ申理、信長ニ懇望いたし、当寺相統候之様に、と存一儀候、猶於其上、理不尽の被及行者、可致覚悟候、数年之籠城、末々まで身命をすて、今日迄相つゝかれ候事候間、此上者、聖人之御座所にて相果候とても、満足と存置計

候、此外別条無之候之間、我々に令一味、判形をつき候者ども、其外馳走いたし候下々までも、聖人への報謝まで候間、少も御たゝりなきにおひては、不及申上とも其方に被召遣候者共、於此段者別儀有まじく候。兼又東西味方中、殊芸州重恩、難謝始末候之間、一身之儀は是非共其筋目為届相残、真俗之覚御所様之御為と存事候、此旨於御同意上者、予毛頭相違有間敷候、若於相違者、如来・聖人之御罰可蒙者也、為其言上如件、

教如 在判

(下問願懸)  
刑部卿へ披露<sup>36</sup>

この誓詞で教如は、大坂拘様を發案したことが、決して御門主(顯如)に対する反抗ではないことを前置きしたうえで、退出するのであれば万全を期することが必要であるとしている。また、蓮如の選地以降、数代にわたって親鸞聖人御座所であつた大坂の地を信長に引き渡してしまうことは耐えがたい選択であり、叡慮および信長に今一度懇望してでも、大坂に本願寺が存続するよう交渉すべきであると主張している。そして、この十一年にわたる籠城は身命を捨てて馳せ参じた「末々」すなわち名もなき門徒たちの支えがあつて今まで続いてきたのであるから、自らの命がこの聖人御座所で果てようとも満足であると述べている。つまり、この段階で教如は大坂という空間・場に変に強いこだわりを持つてゐることが読み取れるのである。大坂で誕生し、大坂で育つた教如にとつて、この場は決して他者の手に渡してはならないものであつたはずである。十一年にわたる籠城で、開山聖人御座所守護のために、全国から命をなげうつて駆けつけた数多の門徒を見てきた教如であるから、ことさらそのように思えたのであらう。

このような教如の訴えに対して、顯如は次のような書状を發して教如に翻意をうながした。

【史料八】天正八年閏三月二十五日 顯如書状

紙面之趣披見候、連々敵可為表裏と覚悟せられ、内輪之騒被思立候事、不覚不可過之候、外聞実儀失面目候、当寺退出事艱難勿論候、就其兼而申候つる趣失念候哉、予が心中二拘様不反了簡候、此所二をき身命を果候へば、一流断絶之事、あさましく候て、能々令思案、退出之儀 禁裏へ御請申入候、当寺建立御文二退出之儀無聴聞候哉、但是程之存分在之者、此已前不被申候哉、此申事二予が身命を相果候はゞ、光寿法印も其しつけあるべき歟、さ候へば、一流相続をはたされ候事、千万無曲候、次町人等は、家財二心をかけて色々二申成候、彼等身上をもたすけ度候て、如此候、右之趣能々被加思案候者、可為快然候也、

閏三月廿五日

顕如 在判

新門主へ<sup>37</sup>

この書状で顕如は拘様を徹底して拒否する姿勢を見せた。大坂の地にとどまれば、顕如の身命も危うく、万一の場合には本願寺教団の一流が断絶してしまう。大坂をとるか、一流相続をとるか、非常に難しい選択を迫られるなかで、一流の相続を選んだのであるというのが顕如の主張である。この書状で特に注目すべきは、「当寺建立御文二退出之儀無聴聞候哉」と教如に問いかけた部分である。ここに言う退出の「御文」とは、蓮如の「五帖御文」四帖目第十五通、いわゆる「大坂建立」の「御文」である。そこには「またいささかも世間の人なんども、偏執のやからもあり、むつかしき題目なんども出来あらんときは、すみやかにこの在所において、執心のこころをやめて退出すべきものなり」とあり、大坂という地に執着することなく、問題があれば退出せよと述べられているものである。顕如は退去を教如に納得させるために、この「御文」の論理を出してきたのである。さらに顕如は、翌々日の閏三月二十七日、雑賀衆に対して退去への協力を呼びかけた。

【史料九】(天正八年) 閏三月二十七日 顕如書状

爰元之体、大坂薩摩、西川甚七郎二相含、差下候也、

重而染筆候、仍当寺和平之儀、拘様難成付而禁裏へ御請申入候、其子細者、予か身命をはたし候へハ、一流断絶之事歎入候て、能々加思案候処、内輪之乱出来候事、言語道断、敵へ之聞一大事此時候、於様体者先度委細之趣申遣候、将又、法流ニおゐて自余之申事不可有之候、今度多人数のほり候へとハ、何より申候哉、さやうの儀、予か外ニハ有間敷候、只今

開山聖人守申、可令下向候間、御迎船並警固之人数早々参上之儀頼入候、万辛勞ながら遅々候てハ、不可有詮候、猶常楽寺・刑部卿法眼ニ申渡候也、穴賢々々、

閏三月廿七日

頭如（花押）

紀州惣門徒中へ<sup>39</sup>

頭如は開山聖人（親鸞木像影像）を守護し、雑賀に下向するので、迎えの船と警固の者を大坂へ遣わすように雑賀門徒（紀州惣門徒とあるが、実質は雑賀惣門徒であろう）に伝えている。文書の中に「今度多人数のほり候へとハ、何より申候哉」と雑賀衆に対して問いただしている箇所があるが、これはおそらく教如の呼びかけに応じた雑賀衆が大坂へ向かったか、あるいは向かおうとしていることが頭如のもとに報じられたためであろう。

15 （川端）  
ここで、なぜ頭如が大坂退出後の落ち着く先を紀州雑賀にしたのかという問題に触れておきたい。頭如は退出後、四月十日に鷺森に到着し、以後天正十一年（一五八三）七月に和泉国貝塚の願泉寺に移るまで、約四年の歳月を鷺森で過ごしている。雑賀衆の本拠地である雑賀の地であれば、信長も安易には手を出せず安全であるためと考えることもできようが、それよりも、教如にに応じて再び雑賀衆が蜂起し、信長に弓を向けることを抑止するのが第一目的であったのではなからうか。また信長としても、第一章で見たとおり、講和交渉の段階から雑賀衆の動向をかな

り気にしていたのであり、雑賀衆の行動を抑制することが驚森移住の要因となったものと考えられるのである。

こうした父の行動に対し、教如は激しい反発を見せた。閏三月二十八日に教如が出した書状<sup>40</sup>には、大坂退去を思いとどまるように、切々と訴える文言が見られる。また同書状の中で教如は、大坂退出の理由を「御文」で説明しようとした顕如に対して、「退出之御文之義、是又尤に候へ共、数年弓箭をとり、如此成下候時者、今更御思案は如何に候、福島陣以前に其心得にて候へば、御尤に候、国々門徒衆中のかせぎ、千万の身命を捨果し、今日まで被相続候処、むなしく被成候事」と記しており、「御文」の論理をもって退去するのであれば、開戦以前にそう判断するべきであったと厳しく非難し、本願寺を支えるために失われた多くの命があることをどう受け止めるのかと、父を追及しているのである。

それからも顕如・教如父子の対立は解けることのないまま、天正八年四月九日に教如を残して顕如は大坂を退去し、迎えに来た雑賀衆に警固されて雑賀鷺森へと居を移すことになったのである。

以上、顕如退出までの父子間の対立と、それぞれの論理の違いに注目してきた。そこには、十一年にわたる籠城戦を支え続けてきた「聖人御座所」たる大坂をどう理解するかという点で、顕如と教如の間に大きな違いがあったように思う。おそらく両者ともに、籠城戦が限界にきていることは確信していたであろうが、顕如は御座所＝大坂の絶対性を、蓮如の「御文」にある退出の論理によって相対化し、一流相統の道を選ぼうとしたのであり、それに対して教如は、大坂という空間の絶対性を捨てようとしなかったのである。ここに父子間の論理の最大の違いと相克を見出すことができるのである。ただし教如にとつての大坂の絶対性とは、決して所与のものとしてあったのではない。閏三月二十八日付の書状からも明らかのように、十一年という時を支えた多数の門徒の身命によって付与された絶対性だったのである。

## 第二節 大坂Ⅱ聖人御座所論

ここまで見てきたように、天正八年（一五八〇）講和の受諾、顕如の大坂退去、教如の大坂拘様という一連の本願寺内部における混乱は、聖人御座所たる大坂をどうとらえるか、あるいはどう位置づけるかという点に収斂される問題である。そこで、第二節では、大坂が親鸞聖人御座所であるという論理が教如の大坂退出までの間でどのように展開・変化していくのか、再度、顕如・教如父子間のやりとりに注目しながら検討してみたい。

次に掲げるのは、顕如が大坂をまさに退去せんとする直前に、紀州雑賀年寄衆が下間三家老に提出した連署起請文である。

## 【史料一〇】天正八年四月八日 雑賀年寄衆連署起請文

今度、御間之儀付而、乍憚致御使候、しかれハ、御くしの御事、二のきりまで新門跡様へあつけまいらせられ可然奉存候、此儀、あはれく、於被相成御心得者、忝可奉存候、向後弥可為 御門跡様次第候、重而被仰事御座候者、国之儀者一統ニ御出船之御供申可被下候、右之旨、若於偽申者、如來・聖人様罷蒙御罰、可墮在無間者也、仍誓詞如件、

天正八年四月八日

鈴木孫一（花押）

源内太夫（花押）

左近太夫（花押）

三郎二郎（略押）

六郎兵衛（略押）

孫二郎太夫（略押）

亀太夫（花押）

太郎次郎（花押）

左衛門太夫（花押）

源三太夫（花押）

平太夫（花押）

（下問頼兼之）  
刑部卿法眼御房

（下問仲之）  
少進法橋御房

（下問頼龍）  
按察使法橋御房

まいる<sup>41</sup>

冒頭に、「御間之儀」について「乍憚致御使候」とある。ここでの「御間」とは顕如・教如父子の関係をさしている。と解釈できるので、顕如の命を受けて、雑賀年寄衆が父子間の仲介にあたっていたことがわかるのである。

ここで問題となるのは「御くしの御事、二のきりまで新門跡様へあつけまいらせられ可然奉存候」という文言である。「御くし」は「御首」を指し、他の文書から、<sup>42</sup> 顕如が教如の再三の求めに応じて預け置いた親鸞影像の首であることがわかる。教如は大坂退去の決意を翻さない顕如に対し、親鸞影像を置いていくことを懇願した。しかし、親鸞影像を置いていくことは、大坂が親鸞聖人御座所のままあり続けることを意味するのであり、顕如が大坂を退出しても一向一揆のうねりは収まらない。顕如にとっても、法流断絶を避けるために大坂を退出するにあたって、自分の身だけではならず、親鸞影像を守護し、奉じて共に雑賀の地に赴くことが必須の要件であった。対する教如も、大坂拘様のスローガンは「聖人御座所」たる大坂の守護である。親鸞影像がなければ、大坂の地は御座

所ではなくなってしまう。ここに父子ともに譲ることのできない選択に直面したのである。

決して引かない教如の懇望に対して顕如が選んだのは、御影堂に安置されていた御真影ではない影像を教如に渡し置くことであった。その影像とは毫撰寺より本願寺に進上された像であった。(天正八年)四月十八日付で顕如小姓(垂髪)に宛てた教如の書状には、「御出船之期に臨で、御くしと号せられ、毫撰寺より被上候を被下候段は、御造意あまりなげかしく候」とあり、この御影の「御くし」のみを渡されたことを造意であり、嘆かわしいことであるとしている。この書状によれば、教如は御影堂安置の親鸞影像を三段(三度)にわたって懇望したという。しかし、顕如がうなずかないことを知った教如は、せめて影像の「御くし」だけでも残してほしいと伝えたのである。もちろん、首だけを残しておくということはありえず、おそらく教如もそのことが受け入れられないというところは感じていたのであろう。そこで次の選択肢として、蔵に納めている毫撰寺より進上された親鸞影像を譲り受けたいと申し出たのである。これも「三段に事を分」けて申し入れたとされている。顕如はこれを了承し、毫撰寺影像を渡すこととしたのである。

ところが、顕如の使者は、毫撰寺影像の首を抜き取り、胴体(筒体)部分は壊して焼き、残された首を教如に渡したのである。このことを教如は「無仏世界」「前代未聞」「出仏身血の罪科は、卒都婆を破そこなひ候さへ、其罪にひとしきよし申候に、仏法の本寺にて祖師聖人の御影像を破滅させられ候事者、抑たれやの者の所行候哉、」と激しく非難している。ここで問題となるのは、果たして毫撰寺影像の胴体を破壊し、燃やすことを顕如自身が指示したのか否かという点である。このことを示す史料は残されていないので、何とも判じがたいが、教如は「定めて御そばの子ども仏とも法とも不存知ともがらのしわざ候歟」と述べており、顕如側近で大坂拘様を否定する者たちの意図が働いていると見ていたようである。そして、これも推測の域を出ないが、首を抜き取り、胴体を焼いたの

は(あるいは焼くことを命じられたのは)、雑賀年寄衆であった可能性がある。拘様支持の姿勢を見せていた雑賀門徒に、この使者を務めさせることによって、教如との関係を断たせようとする意思が、退去派の中にあつたことを示す事件であつたと考えられるのである。

ここで先ほどの史料一〇に戻って、もう一つ指摘しておきたいことがある。雑賀年寄衆は三家老に対して「御くしの御事、二のきりまで新門跡様へあつてまいらせられ可然奉存候、此儀、あはれく、於被相成御心得者、忝可奉存候、」と述べていた。意味を考えると「毫撰寺影像の御首を教如に渡されたのはしかるべき対応であります」ということになろう。「二のきり」という文言は、二回目・二度目という意味であるから、もう一度ということになる。この箇所をどう解釈するかが非常に難しいのであるが、教如の求めに今一度応じていただければありがたいという意味にとることは可能ではないだろうか。教如を支持してきた雑賀門徒が決別を余儀なくされた最後の段階で求めたのが、教如の望みを今一度だけでも叶えることであつたとするならば、この一件はまさに大坂拘様の行方を決定づける出来事であつたということになるのである。

顕如が退去してからしばらくして、天正八年六月、これまで時に反目しながらも、雑賀門徒と行動をとみにしてきた紀州根来寺の杉坊照算・泉職坊快嚴、そして、浄土宗徒でありながら、同じく雑賀門徒とともに行動してきた土豪の土橋氏が、<sup>44</sup> 顕如に従い、大坂へ加勢に上ろうとする者がいればそれを止めるべき旨を起請文に記して、佐久間信盛・松井友閑・荒屋善左衛門尉の三名に対して誓っている。この段階からは、大坂拘様をいかに終結させ、教如を大坂からどう退出させるかが、信長や朝廷をはじめとする関係者にとって、最大の課題となつていったのである。

拘様をめぐる最終交渉は、天正八年七月末ごろより行われた。教如も拘様が困難であることを感じていたようで、

七月二十三日には、これまで行動を共にし、拘様を支えた近江慈敬寺の証智に対して、退城を決意した旨の書状を送っている。<sup>45</sup> 籠城の最後、教如と籠城衆は掃除を行い、武器や資財も整えおいたうえで、勅使・奉行衆に本願寺を引き渡し、八月二日の午後、大坂の地を去ることとなったのである。<sup>46</sup>

以上、拘様をめぐる顕如・教如父子双方の主張を見直し、論理の違いなどを検討してきた。教如の拘様は「聖人御座所」である大坂を守り抜くという一点によって成り立つ行為であったが、それを成立させないための、さまざまな工作が行われた。その一つが、雑賀衆を教如から切り離し、顕如自身が雑賀鷺森の地に赴くことであり、もう一つは親鸞影像の「御くし」問題であった。結局大坂退去をめぐる顕如・教如父子の論理は交わるものがないままに、終結を迎えたのである。

#### おわりに

ここまで、本願寺の天正八年講和と大坂退去の意義について、政治的な側面と、本願寺自体にとつての意義という側面の大きく二つの側面から検討を行ってきた。まず第一章の政治的な面では、本願寺が第八代・蓮如以後に構築してきた公家社会との縁戚関係の中で、本願寺を存続させることを望む公家たちがいたことを明らかにした。これは、本願寺が戦国期社会の中で作り上げてきた社会関係が大きく影響した結果であるといえよう。そこには加賀一向一揆以来、本願寺が大きな影響力を保持していた加賀の支配権も関わっており、ある意味で、中世荘園制的経済基盤を維持存続させたいという公家たちの思惑もあつたことだつたと考えられるのである。

一方、第二章で検討してきた本願寺自体にとつての講和・退去の意義であるが、本願寺の「聖人御座所」論をどう受け止め、どう解釈するのかということが最大の課題であつたことを指摘した。顕如は最終段階に至つて、「御文」

の文言に大坂退去の論理的根拠を見だし、大坂の地の絶対性を放棄したのであるが、教如は大坂という地の絶対性を決して捨てようとしなかったのである。この父子間の考え方の違いは、僧侶や門徒にとっても同様であったはずである。

以上の事柄が、本論文で明らかにしたことであるが、最後に展望を述べておきたい。近年、大桑斉氏は東西分派前後の教如教団に触れ、その特質の一つに「坊舎なき御坊」という形態があったことを指摘している。氏によれば、「御坊とは本願寺親鸞御影の地方御座所であり、親鸞御影を安置し、その下に結集する地域信仰共同体を表象する場である」とされる<sup>47</sup>。実際には坊舎がなくとも、親鸞御影が授与された地域信仰共同体そのものが、「聖人御座所」となるということである。このことは、聖人御座所を大坂という特定の空間に固定化する考えとは正反対の考えである。十一年にわたる籠城、そして拘束から退去へという経験を経て、教如がたどりついた結論こそが、「坊舎なき御坊」に他ならなかったのではないか。そのように推測することができよう。大坂退去以後の問題についてもまだ検討しなければならないことは多くあるが、それらは今後の課題として、ひとまず本稿を結びとしたい。

## 註

- 1 辻善之助『日本仏教史』第七卷、近世篇之一（岩波書店、一九五二年）。
- 2 笠原一男『一向一揆の研究』七二八～七二九頁（山川出版社、一九六二年）。
- 3 堀新「織田信長と勅命講和」（歴史学研究会編『戦争と平和の中近世史』シリーズ歴史学の現在 七、三五二～三五五頁、青木書店、二〇〇一年）。
- 4 『御湯殿の上の日記』天正八年正月二日条（『御湯殿の上の日記』巻七、続群書類従完成会、一九三四年）。以下『御湯殿の上の日記』と表記し、年月日を記す。
- 5 『御湯殿の上の日記』天正八年正月三日条。

- 6 勅使は庭田重保と勤修寺晴豊であり、信長の意を受けた実質的な交渉人として近衛前久がいた。
- 7 (天正八年)三月十七日 織田信長朱印状『顕如上人文書』続真宗大系、第一六卷、「信長と講和及大阪退城関係の文書」一  
号、真宗典籍刊行会、一九三九年)。以下、「退城文書」と表記し、文書番号を記す。なお、退城文書には史料名称は付され  
ていないが、便宜上筆者が名称を付した。
- 8 この「末々之者」に着目した井上鋭夫氏は、彼らこそが「本願寺側の主戦力であった」と指摘している。本願寺の十一年に  
わたる籠城戦を支えたのが、名もなき一般の門徒集団であったことを示す見解であり、一向一揆を考えるうえで重要な視座  
であると考ええる。井上鋭夫『一向一揆の研究』六一―八頁(吉川弘文館、一九六八年)。
- 9 天正八年閏三月五日 顕如誓詞写(『退城文書』五号)。  
天正八年閏三月五日 下間頼廉等連署起請文(『退城文書』六)。
- 10 年月日欠 正親町天皇女房奉書(佛教大学所蔵文書、辻善之助『日本仏教史』第七卷、近世篇之一、一六四頁、岩波書店、一  
九五二年)。
- 12 『言継卿記』永禄十一年十一月二十三日条(統群書類従完成会、一九六五年)。  
谷口研語『流浪の戦国貴族 近衛前久―天下―統一統に翻弄された生涯―』七一―七七頁(中央公論新社、一九九四年)。
- 13 『天文日記』天文六年十一月四日条(北西弘編『真宗史料集成』第三卷 一向一揆、同朋舎メディアプラン、二〇〇三年)。  
以下、『天文日記』と表記し、年月日を記す。
- 15 安江保は、現・石川県金沢市安江町付近にあったと比定される中世荘園。南禅寺徳雲院宝諸軒領であった時期もあるようだが、  
その後は近衛家領になったようである。  
前掲註(13) 谷口研語著書、第二章など。
- 17 『大谷嫡流実記』の「第十二世教如上人」の項に、「近衛関白前嗣公ノ御猶子ナリ、後ニ御改名アリテ前久公又号龍山」と記  
されている『大谷嫡流実記』(平松令三編『真宗史料集成』第七卷 伝記・系図、六四二頁、同朋舎メディアプラン、二〇〇  
三年)。
- 18 『天文日記』天文五年九月二十日条。  
19 『天文日記』天文八年十二月二十四日条。  
20 『天文日記』天文七年四月二十六日条。これは、重保が亡父重親依頼の筋目を理由に代官職を主張した際の記述である。  
21 『天文日記』天文七年四月二十六日条。

- 22 『信長公記』 卷十三「大坂退散之事」(桑田忠親校注『信長公記』 新人物往来社、一九六五年)。以下『信長公記』と表記し、巻数と事書を記す。
- 23 『言経卿記』 天正十一年八月十四日条(東京大学史料編纂所編『言経卿記』二卷、大日本古記録、岩波書店、一九六〇年)。
- 24 『日野一流系図』では、兼祐の女子(第一子・教如)の項に「母贈左大臣教秀女 法名如宗」とある。『日野一流系図』(平松令三編『真宗史料集成』第七卷 伝記・系図、五二四頁、同朋舎メディアプラン、二〇〇三年)。
- 25 湯川敏治「戦国期公家社会と荘園経済」第二章第六章(統群書類従完成会、二〇〇五年)。
- 26 『晴豊記』 天正十年正月二十日条(竹内理三編『晴右記・晴豊記』増補統史料大成、臨川書店、一九八一年)。以下、『晴豊記』と表記し、年月日を記す。
- 27 『晴豊記』 天正十年正月二十二日条。
- 28 『晴豊記』 天正八年閏三月七日 教如誓詞(「退城文書」一〇号)。
- 29 (天正八年) 閏三月十三日 教如書状(「退城文書」一一号)。なお、草野顕之氏は、教如の籠城を続けようとした強い意志が、籠城に同調する門徒や、籠城に協力し続けた門徒たちの中に共有されていたと指摘している。草野顕之「コラム 教如による大坂籠城の理由」(同朋大学仏教文化研究所編『教如と東西本願寺』七二頁、法蔵館、二〇一三年)。
- 30 (天正八年) 閏三月二十日 教如書状(「退城文書」一二号)。
- 31 井上鋭夫『一向一揆の研究』六〇八頁(吉川弘文館、一九六八年)。
- 32 年欠十一月五日 常楽寺証賢・下間頼廉書状写(古座善照寺文書『紀伊統風土記』付録一一)。「和歌山市史」ではこれを天正三年のものと比定している。『和歌山市史』第四卷、古代・中世史料、戦国時代(二)、三〇四号、和歌山市、一九七七年)。
- 33 年欠二月十八日 顕如書状(「顕如上人文案」巻中、四号、『真宗史料集成』第三卷)。
- 34 (天正五年) 九月二十四日 顕如書状(善勝寺文書『和歌山市史』第四卷、古代・中世史料、戦国時代(二) 三七三号、和歌山市、一九七七年)。
- 35 戦国大名の鉄砲保有のことについては、工藤克洋氏(大谷大学非常勤講師)よりご教示いただいた。工藤氏によれば、明智光秀の軍役定書で、千石持の武士に割り当てられる鉄砲の供出数が五挺であるという。
- 36 (天正八年閏三月) 教如誓詞(「退城文書」一五号)。
- 37 (天正八年) 閏三月二十五日 顕如書状(「退城文書」一六号)。
- 38 『御文』第四帖目第十五通「大坂建立」(真宗聖典編纂委員会編『真宗聖典』八三二頁、真宗大谷派宗務所出版部、一九七八

- 39 (天正八年) 閏三月二十七日 顕如書状〔退城文書〕一八号)。  
40 (天正八年) 閏三月二十八日 教如書状〔退城文書〕二〇号)。  
41 (天正八年) 四月八日 雑賀年寄衆連署起請文〔本願寺文書』和歌山市史』第四卷、古代・中世史料、戦国時代(二) 四三四号、和歌山市、一九七七年)。  
42 (天正八年) 四月十七日 教如書状〔退城文書〕二五号)。  
43 天正八年六月吉日 泉職坊快嚴・杉坊照算連署起請文〔退城文書〕三二号)。  
44 天正八年六月十五日 土橋胤繼・土橋春繼連署起請文〔退城文書〕三三号)。  
45 天正八年七月二十三日 教如書状〔退城文書〕四二号)。  
46 『信長公記』卷十三「大坂退散之事」。  
47 大桑齊『教如 東本願寺への道』一五七〜一六三頁(法藏館、二〇一三年)。

(本学任期制講師・日本中世史)

〈キーワード〉 顕如、教如、大坂本願寺

